

勤務時間管理についての埼玉県市町村教育委員会回答表

2008年8月22日現在

番号	市町村	教育委員会	照会事項1 埼玉県内の各市町村教育委員会にあっては平成19年12月6日付け文科省通知及び埼玉県教育委員会の同旨通知を受けて採った具体的措置があればその措置の内容	照会事項2 学校における具体的な時間管理の方法、特に始期・終期時刻の具体的な把握方法(例えばタイムカードの採用、パソコン入力等)	証拠番号 (以下番号は枝番号で付す)
1	川口市	教育委員会	ア 平成20年3月10日付けにて、県教委並びに文科省の通知を各学校に通知。 イ 校長会等で通知の徹底指示。 ウ 平成20年4月28日付けにて、長時間労働に関し、教職員からの医師による面接の申し出があった場合は、産業医との連携により、教職員の面接を実施するよう通知。 エ 週40時間を超える労働が1月当たり80時間や100時間を超えない場合であっても、教職員から医師による面接指導の希望があった場合には、産業医との連携の上、面接指導を受けることができるよう校長会等で指示。	ア 出勤簿等によるサービスの把握 イ 管理職の現認による教職員の勤務状況の把握 ウ 学校長による年度当初の執務開始時刻等勤務時間の割り振りの教職員への明確な指示 エ 時間外勤務については、臨時又は緊急やむをえない必要がある場合に学校長が命じるため、その状況把握は学校長により行われている。	1
2	鴻巣市	教育委員会	・地元医師会長へ文部科学省通知等の説明し、会員(学校医・健康管理医)へ周知してもらう依頼をした。 ・校長会において文部科学省通知等の説明し、各校の学校医・健康管理医と確認するよう伝えた。	・労働時間については、教職員の自己申告としている。	2
3	上尾市	教育委員会	医師会と連絡を取り、面接指導体制の整備について調整中である。	タイムカード等は採用していないが、管理職が直接的に把握している。	3
4	草加市	教育委員会	市立小中学校長(小学校22校・中学校11校)に文書で周知するとともに、校長会議においても周知した。また、平成19年度から草加市立小中学校安全衛生管理規定を施行し、定期的な会議を開催し、衛生委員会だよりをとおして会議の内容も周知している。各小中学校においても衛生推進者の選出や校内衛生委員会の定期的な開催等、校内整備が進んでいる状況にあり、今後さらに指導を進める。	本市では勤務時間の管理を出勤簿、氏名名札(出勤札)により行い、特に始期・終期時刻の具体的な把握のためにタイムカード・パソコン入力などの導入はしていないが、日常的に管理職がその把握に努めている。必要に応じて勤務時間の割り振り変更をする場合には、事前に校長が周知した上で実施している。	4
5	戸田市	教育委員会	常時50人以上の教職員が勤務する学校については、産業医を配置している。その他の学校については、面接指導体制の整備に向けて、検討を進めている。	学校管理職が勤務時間の管理に努めている。	5

6	鳩ヶ谷市	教育委員会	産業医による面接指導体制の整備について現在検討中です。	厳密な時間管理は行っておりません。学校により異なりますが、名札の反転等により出勤・退勤の確認をしている学校もあり、いずれにしても、退勤時間が遅くならないよう、健康管理も含め各校長が職員を指導しております。	6
7	朝霞市	教育委員会	平成20年1月9日の校長会議及び1月11日の教頭会議で、教育管理課指示伝達事項の4として「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備について」で平成19年12月12日付け教福第339号の県教委の通知及び平成19年12月6日付け文科省通知の写しを配布し、具体的な内容について説明した。	・勤務時間の管理については、多忙化解消の観点から、校長に対し、機会を捉えて指導している。学校事務員等は、校長の事前命令により時間外勤務を承認し、時間外勤務命令簿により管理している。 ・タイムカードやパソコンへの入力等による時間管理は導入していないが、市教委では、各学校において校長・教頭が教職員一人一人の出勤時間や退勤時間の把握につとめることや効率的な時間の使い方及び超過勤務短縮など校長会議・教頭会議等で指導しているので、各学校の実情に応じた適切な方法によっているものと考えている。	7
8	志木市	教育委員会	学校現場に、労働安全衛生法の改訂に伴う面接指導等の制度の周知を図りました。現在、面接指導等の実施に向けて、地区の医師会と調整しております。	タイムカードの採用やパソコン入力等による時間管理は実施しておりません。	8
9	桶川市	教育委員会	本市においては、地区医師会との委託契約により、学校保健法の定める学校医に「学校職員健康管理医」を依頼し、健康相談指導・各種検査の判定及び総合判定・検査結果報告等が実施されている。よって、同通知に対しては定例の校長会議にて口頭にて校長へ周知した。	本市においては、定例校長会議において「校長等管理職が教職員の業務に係る勤務状況の把握及び適正な勤務時間の管理をすること」の内容を校長に指導している。	9
10	富士見市	教育委員会	・通知の趣旨を校長会にて説明し、周知を図った。	・具体的な時間管理の方法については現在検討中である。	10
11	鶴ヶ島市	教育委員会	本市では、労働安全衛生法の改正に伴い、各学校において医師による面接指導ができるよう、予算措置について今後検討してまいります。	本市小・中学校における学校職員の勤務時間につきましては、タイムカード等での管理は行っておりません。管理職が職員の健康状態の把握も含め、出勤・退勤時刻の把握に努めております。	11
12	日高市	教育委員会	文部科学省通知(写)を送付すると共に、校長会議で紹介し、制度の周知を図った。	労働時間については、教職員の自己申告としている。	12

13	ふじみ野市	教育委員会	各校長に、「ふじみ野市立小・中学校教職員安全衛生管理規程」をもとに、衛生推進者の選任、及び衛生推進者の日常の主な業務について周知を図った。また、教職員一人一人の仕事の様子や勤務時間の把握に努め、教職員の健康管理に留意するよう依頼した。	学校の実状に応じた方法により把握を依頼している。(教職員の自己申告、管理職のヒアリング等)	13
14	三芳町	教育委員会	校長会で通知について周知するとともに、教職員の勤務時間の適正な管理について指示しました。	今後の検討課題ととらえています。	14
15	毛呂山町	教育委員会	平成19年12月6日付文科省通知及び埼玉県教育委員会の同旨通知につきましては、校長会等を通して各校への周知を図りました。また、医師による面談指導を行える措置を検討しているところでございます。	学校における勤務時間につきましては、自己申告に基づいております。	15
16	越生町	教育委員会	本町では、労安法の改正に伴い、校長会に於いて通知文の周知徹底を図るとともに、今後、医師による面接指導ができるように予算措置を請求しているところでございます。	勤務時間については、タイムカード等で行っておりませんので、時間外勤務を命じたときのみ割り振り変更をしております。	16
17	小川町	教育委員会	定例の校長会及び教頭会において、上記通知とともに平成18年4月3日付け「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」を併せて配布し、趣旨の内容の周知を図りました。	各学校においては管理職が教職員の勤務時間を把握しており、始業・終業時刻についてもほぼ確認できております。	17
18	ときがわ町	教育委員会	申し出があった場合には、医師による面接指導を行うこととした。	労働時間については、職員の自己申告により管理職が把握する。	18
19	本庄市	教育委員会	文部科学省通知(写)、埼玉県からの通知を受け、校長会において制度の周知を図った。年度当初、各学校からは、衛生管理者の選任について報告させた。	勤務時間については、校長に対して適切な管理をするよう指導している。	19
20	横瀬町	教育委員会	先ず、労働時間の適正な管理を行う。その上で、教職員に面接指導(相談等)が必要な場合、町健康づくり課に籍を置く保健師が相談を行う。その上で、必要がある場合には、学校医に依頼する予定である。	各学校において、職務による勤務時間については、校長により、週休日等振替簿により適正に管理をしている。また、実際に学校に居る時間については、管理職に把握を依頼し、本人の健康状態等に対する留意をお願いしている。	20

21	小鹿野町	教育委員会	文部科学省及び埼玉県教育委員会の通知を受け取って採った具体的措置はありません。	現在のところ、始期・終期時刻については、把握できていません。	21
22	上里町	教育委員会	文部科学省通知(写)及び埼玉県教育委員会の通知を受け、校長会において制度の周知を図り、労働安全衛生推進委員を選任した。	勤務時間の管理については、校長に対して適切な管理をするよう指導している。	22
23	行田市	教育委員会	通知内容に関し、面接体制を確立するためにどのような措置が考えられるか予算措置も含めて研究中である。	管理職がその把握に努めている。	23
24	加須市	教育委員会	○平成19年度末及び平成20年度当初の校長研究協議会において、それぞれの通知の趣旨について指導した。 ○医師との面談については、予算措置も含め今後研究していく。	基本的には自己申告であるが、管理職(校長・教頭)に対しては、適正な勤務時間の管理と共に、職員に対して、声かけを励行し、実態把握に努めるよう指導をした。	24
25	羽生市	教育委員会	関係文書を各小・中学校長に通知。面接指導体制の整備については、予算措置も含めて検討中。	各校の管理職が、教職員の勤務時間の把握と適正な管理に努めている。	25
26	久喜市	教育委員会	本市では、平成20年4月に久喜市医師会会長の協力により、各学校に委嘱している学校医を健康管理医として再委嘱し、教職員の長時間労働等に対する相談事業について設置したところである。	勤務における始期・終期時刻の把握については、教職員の自己申告により直接的または間接的に確認している。	26
27	八潮市	教育委員会	本市では、八潮市医師会に協力を依頼し、平成21年度より各学校に委嘱している学校医を健康管理として再委嘱し、教職員の長時間労働等に対する面接指導体制を整備する予定である。	勤務における始期・終期時刻の把握については、管理職が日常的に努め、教職員の自己申告により確認している。	27
28	三郷市	教育委員会	本市では、平成20年2月6日に開催した市内校長研究協議会において、各学校長に対し文科省及び埼玉県教育委員会の同官通知を配布した上、口頭で内容説明し、今後も職員の勤務時間の適正な把握と適正な公務分掌の整備に努めるよう指導した。	現在、本市においては学校長以下、管理職による目視・聴取により勤務時間を把握しており、タイムカード・記録簿等については整備していない。	28

29	蓮田市	教育委員会	労働安全衛生法施行規則に定める要件にあてはまる教職員には、医師による面接指導を受けられるようにした。	(1)校長、教員 ①学校運営上必要な用務(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第7条の規定によるもの)で、校長がやむを得ず教職員に8時間を超えて勤務を命じ、調整を行う場合等は、「週休日等の割振り変更簿」により管理している。 ②その他の場合においては、教職員の自己申告としている。 (2)事務、栄養職員 ①正規の勤務時間を超えて校長が勤務を命じた場合は、「時間外勤務命令簿」により管理している。 ②その他必要に応じ、上記「校長、教員」の例を準用している。	29
30	大利根町	教育委員会	関係文書を各小中学校に通知しております。また、校長会にても指導しております。面接指導体制につきましては、予算措置も含めて研究中でございます。	管理職が教職員の勤務時間の把握と管理に努めております。	30
31	宮代町	教育委員会	①町の校長会で次のように伝え、教職員に周知するよう指導した。 ・労働安全衛生法施行規則にしたがい、その要件を満たす教職員は医師による面接・指導を受けることができる。 ・医師との面談を行う場合は、事前に連絡を取り、日時等を明確にすることが必要である。	①本町の各小・中学校においては、勤務の管理を出勤簿によって管理している。 ②校長及び教員の場合 「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第7条」の規定による学校運営上必要な用務で、校長が教職員に8時間を超えて勤務を命ずる場合は、「週休日等の割振り変更簿」により調整を行うなど管理している。それ以外の場合は教職員の自己申告による。 ③事務及び栄養職員 超過勤務を学校が命じた場合は、「勤務外勤務命令簿」により管理している。	31
32	白岡町	教育委員会	埼玉県教育委員会より平成19年12月12日付「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備について(通知)」の通知を受け、白岡町では写を町内各小・中学校へ配布し、平成20年2月1日の校長会では安全衛生管理体制の充実について徹底を図った。衛生推進者の選任については毎年4月当初に各学校で選任し、教育委員会に報告させている。教職員への医師の面接指導については、教職員健康診断の中で面接指導を受ける形で対応している。	勤務管理を出勤簿により行い、勤務の始期・終期時刻の把握については、管理職が日常的に努め、教職員の自己申告により確認している。必要に応じて勤務時間の割振り変更をする場合には、校長が承認した上で実施している。	32

33	菖蒲町	教育委員会	①町小・中学校長研究協議会(平成20年2月7日(木)実施)において、通知の写しを配布し、趣旨の徹底を図った。 ②町小・中学校長研究協議会(平成20年3月11日(火)実施)において、「メンタルヘルスの保持等について」通知の写しを配布し、併せて、再度趣旨の徹底を図った。 ③面接指導については、各学校の校医により対応できるようにしている。	①教職員の自己申告としている。 ②管理職の観察等による実態把握も行われている。	33
34	栗橋町	教育委員会	①平成20年2月1日(金)に開催した町内小中学校校長会及び平成20年2月14日(木)に開催した町内小中学校教頭会において、通知の写し、教職員健康相談事項運営要領、埼玉県教職員メンタルヘルス相談運営要領、教職員メンタルヘルス相談会場案内等を配布し、趣旨の徹底を図った。 ②平成20年3月5日(水)に開催した町内小中学校校長会及び平成20年3月7日(金)に開催した町内小中学校教頭会において、「メンタルヘルスの保持等について」通知写し、「実践！職場のメンタルヘルスケア：財団法人地方公務員安全衛生推進協会作成」等を配布し、再度趣旨の徹底を図った。 ③面接指導においては、各学校医による対応を行えるようにしている。	①教職員の自己申告としている。 ②管理職の観察等による実態把握も行われている。	34
35	鷺宮町	教育委員会	○各小中学校に対して、文部科学省通知(写)・埼玉県通知(写)を送付し、労働安全衛生管理体制について周知した。 ○養護部会で、面接指導の実態を確認し、翌年度(平成20年度)の日程調整を行った。 ※通知以前より、全ての学校において、医師による面接相談が実施されている。	○町学校管理規則により、勤務時間の割り振りは校長が行うこととなっている。また時間外勤務については、町服務規程により事前に本人から願い出ることとなっている。 ○勤務時間以外での執務については、タイムレコーダーやパソコン入力等では管理していない。管理職により、日常観察で確認している。	35
36	杉戸町	教育委員会	・本教委として通知後の措置はない。しかし、現在町部局とも検討中である。また、面談については次の内容にて実施している。 ①「杉戸町小中学校教職員健康診断実施要項」に基づき、社団法人北葛北部医師会及び財団法人埼玉県健康づくり事業団の協力の下、夏季休業中に健康診断を実施している。その中で、医師の面談を行っている。 ②また、医師の面談ではないが、校長が人事評価に係わる自己申告制度の教職員面談を年3回実施している。さらには、校長に、人事異動に伴う教職員面談を適宜行うよう指示している。その中で、健康や仕事に対する不安や悩みの解消に向け努力しているところである。	・本教委として、タイムカードやパソコンの労働時間の記録は行っていない。しかし、長時間労働の防止に向け、学校の退勤時間(警備セット時間)の把握を行い、校長会にて早目の帰宅を指導している。 ・教員は、日常の勤務だけでなく、週休日等に、教材研究の内容や資料、通知票や各種たより等、自宅に持ち帰り仕事をすることがある。よって、学校での労働時間把握だけでなく、そのような時間もあり、管理職の時間管理にも限界があるところである。	36

43	坂戸市	教育委員会	本市では、労安法の改正に伴い、校長会において通知文の周知徹底を図るとともに、今後、医師による面接指導ができるよう検討してまいります。	勤務時間については、タイムカード等による把握は行っておりません。勤務時間の管理については、校長に指導しており、勤務時間を超える勤務を命じた場合には、割り振り変更をしております。	43
44	熊谷市	教育委員会	本市においては、従前より全ての学校に、衛生管理者又は衛生推進者を選任しております。また、教職員が50人以上の学校においては、すでに産業医による面接指導体制は整備されております。しかし、文部科学省通知及び埼玉県教育委員会の同旨通知文を受けての教職員50人未満の学校における医師による面接指導体制は現在のところ整備されていません。	労働時間については、教職員の自己申告とし、本市服務規程に基づき、校長が把握しております。学校によっては、職員室などに氏名名札をかけ、出勤・退勤等に札を裏返すことにより、勤務状況を把握しております。	44
45	秩父市	教育委員会	「長時間労働者健康相談実施要綱」を定め、秩父都市医師会に申し入れ、協議し決定したので、各小中学校にはその旨を通知した。各学校の学校医(内科)による面接指導を行い、面接指導に係る費用については公費負担とした。	始期・終期時刻の具体的な把握については、タイムカードやパソコン等の導入は行っていないが、日常的に管理職がその把握に努めている。また適正な管理に努めるよう、教育委員会からも指導を行っている。	45
46	深谷市	教育委員会	深谷市立学校職員衛生管理規程により、職員の健康保持増進及び快適な職場環境の整備について、校長及び職員の責務を明確にした。さらに、職員が10人以上50人未満勤務する学校に衛生推進者を置くこととしました。また、常時50人未満の労働者を使用する事業場においても長時間労働による医師の面接指導が義務付けられたことについては、深谷市・大里郡医師会にもご指導いただき現在検討中です。	特にタイムカードの採用、パソコン入力等による時間管理は行っておりません。	46
47	長瀨町	教育委員会	各学校長に通知した。	労働時間については、教職員の自己申告	47
48	越谷市	教育委員会	回答差し控え	回答差し控え	48
49	春日部市	教育委員会	市内小・中学校校長研究協議会において、平成19年12月6日付け文部科学省通知及び埼玉県教育委員会の同旨通知をもとに趣旨を説明し、労働安全衛生管理体制の整備について周知した。また、各学校等に衛生管理者、衛生推進者を選任し、教職員の健康管理に留意するよう指導している。さらに、教職員の申し出により医師の面接指導を受けられるようにしている。	通常の勤務時間の割振りについては、学校要覧等にしてあり、労働時間については、教職員の自己申告としている。ただし、学校運営上必要な用務で、校長がやむを得ず教職員に超過勤務を命じた場合は、勤務時間の調整や割振り変更をできるだけその日に近い日に行うよう校長が伝えている。また、調整時間については、各自の業務との関係を考慮し、校長の了解を得て行っている。	49